にかほ市若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助金交付要綱

平成31年4月1日 告示第45号 改正 令和2年4月1日告示第33号 令和3年2月17日告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、にかほ市住みたいまち移住・定住促進条例に基づき、本市に転入し、 民間賃貸住宅に居住する若者夫婦世帯又は子育て世帯に対して予算の範囲内において家 賃の一部を補助する(以下「補助金」という。)ことにより移住の促進を図り、もって 地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 移住世帯 Uターン又はIターンにより市内に転入する世帯をいう。
 - (2) Uターン 市内に在住していた者が市外に転出し、3年間以上経過した後市内に転入することをいう。
 - (3) Iターン 市外在住者が市内に初めて転入することをいう。
 - (4) 若者夫婦世帯 夫婦のいずれもが40歳未満である世帯をいう。
 - (5) 子育て世帯 18歳以下の子供と同居し、その子供を扶養している世帯をいう。
 - (6) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために、住宅の所有者との賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 特定公共賃貸住宅
 - ウ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - エ 若者夫婦世帯又は子育て世帯の世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
 - (7) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額(共益費、管理費、駐車場使用料その 他の住居以外の費用を除く。)をいう。
 - (8) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給若しくは負担する又は他の民間機関からの支援等による住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 平成31年4月1日以降に、にかほ市内に住民登録をし、民間賃貸住宅に入居した 移住世帯であること。
 - (2) 住民登録の日及び補助金の申請を行う日において若者夫婦世帯又は子育て世帯であること。
 - (3) この告示による補助金以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (4) 市区町村税等(特別徴収分を除く。)及び家賃を滞納していないこと。
 - (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている(同一世帯 員が支払っている場合を含む。)こと。
 - (6) 民間賃貸住宅に、他の世帯が居住していないこと。
 - (7) にかほ市職員でない者又は配偶者がにかほ市職員でない者であること。
 - (8) 過去に、この告示による補助金を受けたことがないこと。ただし、年度の区切りにより継続してこの告示による補助金を受ける場合は、この限りでない。

(補助金額及び補助対象期間)

- 第4条 補助金の額は、家賃から住宅手当等を除いた金額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とし、月当たりの上限額は、1万円とする。
- 2 前項の補助金の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、第6条の規定 による交付決定日以降に家賃を支払った日が属する月から起算して12箇月とする。
- 3 補助対象期間内に、若者夫婦世帯の夫婦が離婚又は一方が死亡した場合は、離婚又は 死亡した日の属する月までを補助対象期間とする。
- 4 補助対象期間内に、子育て世帯の子供の年齢が満19歳に到達した場合は、満19歳 に到達した日の属する月までを補助対象期間とする。ただし、他に18歳以下の子供と 同居し、その子供を扶養している場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、にかほ市 若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を 添えて市長に提出しなければならない。ただし、翌年度に継続して申請する場合に限り、 添付の書類の一部を省略することができる。
 - (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 住民票謄本

- (3) 世帯全員の戸籍附票(住民登録の日から起算して、過去3年間以上にかほ市外に住所を有していたことが分かるもの)
- (4) 住宅手当等支給証明書(様式第2号)
- (5) 誓約書 (様式第3号)
- (6) 市区町村税等の滞納がないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請ができる期間は、住民登録の日から6箇月以内とする。ただし、補助金の交付期間が12箇月に満たない場合は、翌年度も継続して申請できるものとする。 (補助金の交付決定)
- 第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請内容を審査し、 補助金を交付すべきものと認めたときは、にかほ市若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助 金交付決定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

- 第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、にか ほ市若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添え て、補助金の交付期間の最終月の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、 市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 家賃の支払を証明する書類の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に 応じて実地調査等を行い、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、にかほ 市若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決 定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 交付決定者は、前条第2項による補助金額の確定があったときは、にかほ市若者 夫婦・子育て移住世帯家賃補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとす る。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。 (補助金交付決定の変更及び取消し)
- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の

内容を変更し、又はその全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者及びその世帯員が他の住宅へ転居又は転出したとき。
- (2) 第3条に規定する要件を有しなくなったとき。
- (3) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは 一部を取り消した場合において、当該取消し等に係る部分に関し既に交付した補助金が あるときは、にかほ市若者夫婦・子育て移住世帯家賃補助金返還命令書(様式第8号) により交付決定者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 前項によるこの告示の失効前にこの告示よる交付を受けた補助金についての第9条及 び第10条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和2年4月1日告示第33号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月17日告示第18号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。